関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に 記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に 記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第378号)が公布され、平成26年10月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成26年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成26年10月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分059の(1)を次のように改める。
 - (1) 人工関節用部品
- 2 別表 II 区分065の(3)を次のように改める。
 - (3) リバース型

④ 関節窩ヘッド

ア 標準型

イ 外側補正型

ウ 下方補正型

B002065030401

B002065030402

B002065030403

3 別表Ⅱ区分066の(1)を次のように改める。

(1) 上腕骨側材料

① 標準型

② 特殊型

B0020660101

B0020660102

4 別表Ⅱ区分152に次のように加える。

(5) 部品連結用·縦型

B00215205

(6) 部品連結用·横型

B00215206

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

行

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

059 オプション部品		059 オプション部品	1 : :
(1) 人工関節用部品		(1) 人工股関節用部品	
① 一般オプション部品	B002 :059 :01 :01 :	① 一般オプション部品	B002 1059 10
② カップサポート	B002 059 01 02	② カップサポート	B002 1059 10
(2) 人工膝関節用部品	B002 059 02	(2) 人工膝関節用部品	B002 059 0
(3) 人工関節固定強化部品		(3) 人工関節固定強化部品	
① 人工関節固定強化部品(I)	B002 059 03 01	① 人工関節固定強化部品(I)	B002 !059 !0
② 人工関節固定強化部品(II)	B002 059 03 02	② 人工関節固定強化部品(II)	B002 1059 10 B002 1059 10
(4) 再建用強化部品	B002 059 04	(4) 再建用強化部品	B002 059 0
(5) 人工肩関節再置換用ステムヘッド	B002 059 05	(5) 人工肩関節再置換用ステムヘッド	B002 '059 '0
065 人工肩関節用材料		065 人工肩関節用材料	! !
(1) 肩甲骨側材料		(1) 肩甲骨側材料	
① 標準型	B002 !065 !01 !01 !	① 標準型	B002 1065 10
② 特殊型	B002 '065 '01 '02 '	② 特殊型	B002 065 0
(2) 上腕骨側材料		(2) 上腕骨側材料	!!!
① 標準型	B002 065 02 01	① 標準型	B002 065 0
② 特殊型	B002 065 02 02	② 特殊型	B002 065 0
(3) リバース型		(3) リバース型	
① 上腕骨ステム	B002 065 03 01	① 上腕骨ステム	B002 065 0
ア標準型	B002 065 03 01 01	ア標準型	B002 065 0
イ 特殊型	B002 065 03 01 02	イ 特殊型	B002 065 0
② スペーサー	B002 065 03 02	② スペーサー	B002 065 0
③ インサート	1 1 1 1	③ インサート	
ア標準型	B002 065 03 03 01	ア標準型	B002 065 10
イ 特殊型	B002 065 03 03 02	イ 特殊型	B002 065 0
④ 関節窩ヘッド		④ 関節窩ヘッド	B002 1065 10
ア 標準型	B002 065 03 04 01	<i>f</i>	
<u>イ_外側補正型</u>	B002 065 03 04 02		
<u>ウ 下方補正型</u>	B002 065 03 04 03		
⑤ ベースプレート		⑤ ベースプレート	
ア標準型	B002 1065 103 105 1011	ア 標準型	B002 1065 10
イ 特殊型	B002 065 03 05 02	イ 特殊型	B002 1065 10
⑥ 切換用	B002 065 03 06 ;	⑥ 切換用	B002 1065 10
066 人工肘関節用材料		066 人工肘関節用材料	
(1) 上腕骨側材料		(1) 上腕骨側材料	B002 1066 10
① 標準型	B002 066 01 01		
② 特殊型	B002 066 01 02		
(2) 尺骨側材料	B002 066 02	(2) 尺骨側材料	B002 1066 10
(3) 橈骨側材料	B002 066 03	(3) 橈骨側材料	B002 1066 10
152 胸郭変形矯正用材料	[152 胸郭変形矯正用材料	
(1) 肋骨間用	B002 152 01 1 1 1	(1) 肋骨間用	B002 152 0
(2) 肋骨腰椎間用	B002 152 02 1 1	(2) 肋骨腰椎間用	B002 152 0
(3) 肋骨腸骨間用	B002 ,152 ,03 ; ; ;	(3) 肋骨腸骨間用	B002 152 C
(4) 固定クリップ (伸展術時交換用)	B002 152 04 1 1	(4) 固定クリップ(伸展術時交換用)	B002 152 C
(5) 部品連結用・縦型	B002 152 05 1 1		
(6) 部品連結用・横型	B002 !152 !06 ! ! !		

	オプション部品	, ,		,		_
059	スノンコン前m (1) 人工股関節用部品				-	<u>; </u>
	① 一般オプション部品	B002	OFO	01	0.1	⊬
	② カップサポート	B002				⊱
	(2) 人工膝関節用部品	B002				<u>-</u>
	(3) 人工関節固定強化部品	B002	059	02	-	⊱
	(3) 人工関節固定強化部品(I)	-	1050			÷
		B002				÷
	② 人工関節固定強化部品(II)	B002				Ļ
	(4) 再建用強化部品	B002				į.
	(5) 人工肩関節再置換用ステムヘッド	B002	059	05	<u> </u>	÷
55	人工肩関節用材料		! !	<u>. </u>	<u></u>	Ļ
	(1) 肩甲骨側材料			<u> </u>	<u>. </u>	i.
	① 標準型	B002				
	② 特殊型	B002	<u> 1065</u>	01	102	!
	(2) 上腕骨側材料		! !	<u>. </u>	-	:
	① 標準型	B002				
	② 特殊型	B002	065	102	02	:
	(3) リバース型	1		1	_	:
	① 上腕骨ステム	B002	065	03	01	i
	アー標準型	B002				
	イ 特殊型	B002				
	② スペーサー	B002	065	03	02	ï
	③ インサート			;	1	ï
	ア標準型	B002	065	03	03	7
	イ 特殊型	B002	065	03	03	7
	④ 関節窩ヘッド	B002	065	103	04	Ţ
			-	-		T
		1		1	-	;
				_		ŗ
	⑤ ベースプレート	1	·	i -	i –	Ť
	アー標準型	B002				
	イ特殊型	B002				
	⑥ 切換用	B002				
66	人工肘関節用材料	1000	1000	100	100	÷
000	(1) 上腕骨側材料	B002	066	101	-	÷
	(1) 1.08 H DOWN 17	5002	1000	101		+
		1-	 	;—	┈	÷
	(2) 尺骨側材料	B002	1066	102	┼─	÷
	(3) 桡骨侧材料	B002				÷
52	胸郭変形矯正用材料	6002	1000	103	+	+
12	阿邦変形満正用材料 (1) 肋骨間用	B002	1150	101	-	÷
						÷
8	(2) 肋骨腰椎間用	B002				į
	(3) 肋骨腸骨間用	B002				į
	(4) 固定クリップ (伸展術時交換用)	B002			<u>: </u>	÷
				<u> </u>	<u> </u>	:
		1	!	!	1.	!